

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 弘前市全体に関する方針

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

城下町である弘前には、国指定の史跡津軽氏城跡弘前城跡を中心に、藩政時代からの町名や、小路・枿形などの街路形態、そして寺院街のたたずまいが残っている。

また、藩政時代以来の建造物が弘前城跡の周辺に多く残り、かつての城下町の範囲を中心として市内に広く点在している。

近代以降も、明治・大正期の教会、宣教師館などの洋風建築、昭和初期の鉄筋コンクリート造の歴史的建造物などが、城下町の東から東南に延びて点在している。これら現存する建造物により、藩政期以降、明治から昭和にかけて、町が拡張していった過程が分かる。

文化財建造物を取り囲むように、周りに建つ民家や店舗がその光景に合わせるように時代の流れを表す構成要素となり、藩政時代の建築と近現代の建築が混在する弘前独特の景観を造り上げてきた。

市は、文化財指定や景観重要建造物等への指定を進め、所有者による保存と活用に対する支援や、買い取り等を行ってきた。

しかし、指定等を受けていない歴史的建造物は、所有者の高齢化や空き家化などにより、年毎に減少してきており、歴史的に形成された街並みや街路などの歴史的な環境の減少も進んでいる。

こうした歴史的な環境を、地域の歴史と文化の象徴として大切に保護し、他の文化財ともども後世へ継承していくために、文化財調査の実施や、弘前の歴史と文化の周知、文化財周辺の環境整備など、所有者等との連携を深めて、具体的な方策を検討する。

文化財への関心や、それを生んだ地域の歴史と文化への誇りを喚起させるためにも、文化財の持つ真の価値を損なうことなく新たな機能や用途を付加して活用を進めるとともに、案内板や説明板を計画的に設置していくなどの情報発信や、公開を含めた活用について検討する。また、藩政期以来の町名を紹介する「古町名標柱」の整備を引き続き進めていくことで、身近な地域の歴史と文化に親しむ機会を生む。

街並み以外にも、藩政時代に生み出された伝統工芸や民俗芸能、祭礼行事などが、歴史的な変遷の中で主に城下町を中心とする生活の場で育かれ、現在まで市内に広く残ってきた。

しかし、社会の急激な変化に伴って、後継者不足や行事の形態の省略化などとい

った問題が生じている。

このことから、後継者のすそ野を広めるためにも、さらに多くの人々の目に触れるような環境の整備を図る必要がある。用具の修理や伝承活動への支援を継続しながら、保存・伝承の観点からの発表の場を設けるなど、郷土への関心や愛情を育成していき、後継者の確保へとつなげていくことを目指す。

指定文化財については、第1章4に示したとおり、個別の所有者や管理者により、それぞれ保存・活用が図られている。

文化財の保存活用計画は史跡津軽氏城跡と史跡大森勝山遺跡、重要文化財旧弘前おおもりかつやま偕行社、重要文化財旧第五十九銀行本店本館、重要文化財東照宮本殿、仲町伝統的建造物群保存地区について策定されており、仲町伝統的建造物群保存地区については、令和3年3月に計画を改訂した。今後、適切な保存と活用を行う上でも必要なことから、可能な限り計画を作成することとし、それまでは文化財保護法・青森県文化財保護条例・弘前市文化財保護条例などの法令等に基づき、所有者・管理者等に適正な保存・活用が図られるよう指導・助言をする。また、個別の文化財についても継続して調査・研究を行い、新たな価値付けを行った上で市民へ情報発信し、文化財への関心を高めてもらうようにする。

未指定の文化財は、分野別に調査・研究を行って実態の把握に努めるとともに、調査・研究によって得られた知見に基づいた価値付けを行い、市の文化財として指定する。

こうした個々の取り組みについては、今後、「文化財保存活用地域計画」の策定を検討しながら整理し、行政の各機関の連携強化のみならず、地域社会全体で、弘前の多様な文化財を次世代へ継承するための具体的な方策へとつなげていくことを目指す。

(2) 文化財の修理（整備を含む）に関する方針

国及び県が指定する文化財は、文化財保護指導員による文化財パトロールを行い、状況を確認している。市が指定する文化財は、文化財保護行政担当者がパトロールをしたうえで、必要に応じて所有者と保存の状況について協議する。

国及び県が指定する文化財において修理が必要となった場合は、国の指定文化財は、文化庁と青森県教育委員会の指導の下、県の指定文化財は青森県教育委員会の指導の下、所有者と協議の上で修理計画を作成し、適正な維持のための修理を実施する。建造物については、



文化財パトロールの様子

所有者と連携して適宜耐震診断を進め、耐震補強を含めた修理計画を策定する。

指定文化財の修理及び整備にあたっては、法令等に基づいて適宜関係機関と連携を図りながら実施するが、所有者の経済的負担を軽減するため、補助を含めた支援を実施する。

また、保存活用計画によって、中長期的な修理計画や整備計画を定め、計画的な文化財の保護について所有者と行政側が共通認識を形成することが可能となることから、保存活用計画の作成を進めていく。

大規模修理や復元・整備の実施にあたっては、学識経験者、行政、所有者などからなる委員会を組織して適正に事業を進めるとともに、必要に応じて外部の有識者等で組織する専門委員会等を設置して、文化財の本質的価値を損なうことのない修理や整備を行う。

なお、文化財修理の現場公開は、これまでも実施してきたところである。今後も、文化財所有者と連携しながら、伝統技法や修理用資材に対する市民の理解を深めるため、積極的に情報発信していく。



旧弘前偕行社修理現場公開

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

弘前市には、登録博物館である市立博物館と高岡の森弘前藩歴史館^{たかおか}のほか、展示公開施設が1施設ある。現在、市立博物館には学芸員が4名、高岡の森弘前藩歴史館には2名の配置があり、所蔵する資料について適正な保存と専門性のある展示解説が行われている。

市立博物館は、史跡である津軽氏城跡弘前城跡弘前城の三の丸南西部に位置し、主として弘前市の通史的な展示を行い、原始から現在に至るまでの、弘前市の歴史・文化・民俗等について学ぶことができる。また、文化財の保存管理やガイダンスの役割も担っており、特に文化財の保存管理については、施設・設備の規模等から、市内の文化財の受け皿として機能している。平成25年(2013)に、老朽化にともなう設備の更新や、展示機能の強化のための整備工事を実施し、文化財をより良い環境で保存・活用することが可能となった。

高岡の森弘前藩歴史館は、平成30年(2018)4月に開館した施設で、それまで、老朽化した施設で保存・公開していた重要文化財2件をはじめとする約5,100点に及ぶ歴史資料を適正な環境で保存し、よりよい方法と体制で公開するために整備し

た施設である。

弘前藩の歴史に特化した展示を行い、弘前市の藩政時代の武家の文化や政治史を学ぶことができる。保存・活用する収蔵資料も高照神社に納められた刀剣類や古文書が主であり、これまであまり進んでいなかったそれら資料の調査・研究の進展を目指す。

また、弘前城跡の特徴や価値などを説明する施設がこれまでなかったことから、平成 21 年（2009）度に策定した『史跡弘前城跡整備計画』に基づき、弘前城二の丸に弘前城情報館を整備し、平成 30 年（2018）4 月に開館した。これは二の丸南域の価値の顕在化を図るため、二の丸南域に所在していた馬場跡や御宝蔵などの施設の顕在化のための整備とともに行われるものであり、弘前城跡の歴史や城内の重要文化財指定を受けている建造物、そして城下の発展などを学ぶことができる施設である。

史跡津軽氏城跡堀越^{ほりこしじょう}城跡については、平成 23 年（2011）度策定の基本計画に基づいて平成 24 年（2012）度から整備を進めており、令和 2 年度から全面公開を開始した。併せて、移築復原した市の指定文化財の旧石戸谷家住宅を農家住宅として展示するとともに堀越城の変遷と特徴を学ぶことができるガイダンス施設として活用している。

新たに施設を整備したことで、弘前の通史を学ぶ場、堀越城跡を学ぶ場、藩政時代の様子を学ぶ場、そして弘前城跡を学ぶ場が整備された。これらの施設をめぐることで、総合的に弘前市の歴史的風致について学ぶことが可能となった。

しかし、弘前市の歴史を構成する重要な時代である縄文時代等の先史時代について学ぶ場は整備されていない。今後、史跡である大森勝山遺跡のガイダンス施設の整備などの進展に伴い、先史時代について深く学ぶ施設等の整備を目指す。

今後は、これらの施設の相互の連携と古文書等を所蔵する市立弘前図書館等との連携による積極的な文化財の公開活用を進めていく。

（４）文化財の周辺環境に関する方針

弘前城跡周辺は、文化財を含む歴史的建造物が集中して存在しており、弘前の歴史的風致の中核を形成している。現在、弘前市は「弘前市景観計画」を平成 24 年（2012）に策定し、弘前城跡周辺を重点区域として文化財と周囲の景観、環境との調和を図っている。

引き続き、歴史的変遷の中で形成された街並みと景観を保存していくため、景観計画を活用しながら、街路の整備や電線類の地中化などを進めるとともに、文化財への案内板の設置などの整備も進め、文化財周辺の環境の保全に努める。

（５）文化財の防災に関する方針

文化財の適切な保存・活用のために、火災や震災などの災害に対する備えや防犯体制を整備する必要がある。特に建造物は、植物性資材等によって建築されていることから、火災への備えが必要であり、所有者と協議して法令等に基づいた適正な防災設備の設置や防災訓練を行う。現在、国の指定文化財等は、文化財防火デーにあわせて防火訓練を実施し、地域の防災意識を高めてきている。所有者のみならず、広く防災意識を形成するためにも、所有者が組織している自営消防隊等と周囲の住民などが災害時に連携できる仕組みを検討する。

また、震災から文化財を守り、適正な環境下で公開活用を図るためにも、所有者と連携の上で耐震診断調査を実施していく。調査の結果、耐震性能が不足している文化財建造物については、保存修理の計画にあわせて耐震補強を実施する計画を作成し、耐震化を目指す。

さらに近年、全国的に文化財の盗難や意図的に破損するなどの事件が相次いでいることから、所有者や管理者等に対して防犯体制の構築を指導する。防犯設備の設置については、補助事業等の支援体制を強化することはもちろん、日ごろの見回りや点検などの必要性を所有者や管理者等に周知喚起する。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

弘前市では、重要文化財をはじめとする多くの指定文化財に対し、理解促進のため、説明板を設置している。また、平成26年（2014）度には、重要文化財である建造物の説明板を多言語化することで、より広く文化財の魅力を伝えとともに、外国人旅行者の市内周遊のための基盤整備を実施している。また、『弘前の文化財』などの啓発的な冊子を頒布して、市民への周知を継続して実施している。

史跡津軽氏城跡弘前城跡では、平成26年（2014）度より開始している弘前城跡本丸石垣修理事業が今後も継続して行われていくことから、有識者で構成される弘前城跡整備指導委員会や弘前城跡本丸石垣修理委員会等の指導を受けながら、史跡の本質的価値を損なうことのないよう保存修理を実施する。また、石垣の解体に伴い、重要文化財である弘前城天守の曳家^{ひきや}工事などを実施し、移設場所で仮の補強工事を行い公開しているが、石垣修理が完了した段階で曳き戻し、保存修理と耐震補強工事を実施する計画である。

また、本丸石垣修理にあわせて埋め立てた内濠を市民や観光客に開放することや、天守曳家にあわせて大規模なイベントを実施するなど、文化財の魅力を広く発信し

ている。今後も、市のシンボルである弘前城跡の大規模な整備について情報発信を継続し、多くの人々に文化財に親しむ機会を提供していく。

その他、史跡公園としての公開を目指して整備工事を実施している、史跡津軽氏城跡堀越城跡や史跡大森勝山遺跡では、整備現場を市民に公開して整備状況を広く周知するとともに、史跡に親しんでもらえるように史跡を舞台としたイベント等を開催している。

なお、一般公開されていない指定文化財は、所有者と連携して期間限定で公開するなどの方法を検討し、活用を進めていく。

文化財の修理については、文化財の保護意識の高揚を図るためにも、修理現場の公開を今後も継続する。

名勝地を含む弘前に所在する庭園の大部分は、近代に津軽地方を風靡した大石武学流^{おおいしぶ}という庭園流派の作庭したものとなっている。近年、大石武学流庭園^{がくりゅう}に関して、イベントやバスツアーを市が実施し、徐々にではあるが、弘前を中心に津軽地方に根付いた庭園文化に対する市民の関心が高まってきている。今後も、イベントやバスツアー等を実施し、弘前の庭園文化に対する理解を深めていくことで、庭園の保護を所有者や文化財関係団体との連携によって進めていく。

ふるさと文化財の森に設定された弘前市有漆林は、文化財の修理に欠くことのできない資材保護への理解を深めるため、漆林の見学や掻き子の作業の見学などにより普及啓発を実施する。また、下草刈や薬剤散布などの維持管理から採取、そして植樹までの一連の流れについて計画を定め、安定的な供給を目指す。



弘前城天守曳家イベント



じょうもん祭り遺跡探検隊
(大森勝山遺跡)

(7) 埋蔵文化財（史跡含む）の取り扱いに関する方針

文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は、現在 459 箇所登録されている。時代は旧石器時代から縄文時代、弥生時代、奈良時代・平安時代・中世・近世にわたり、また、種別も集落跡、城館跡、窯跡、庭園跡など多種多様となっている。城下町である弘前では、今後も近世期の遺跡が発見されることが考えられ、文献資料などの調査を含め試掘・確認調査等の現地調査を行い、遺跡の性格や内容を把握して周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱うことを検討する。遺跡の中で史跡指定を受けているものは、国指定の史跡である津軽氏城跡及び大森勝山遺跡と市指定の史跡である革^{かくしゅうじ}秀寺境内、吉田松陰来遊の地及び堂ヶ平経塚の 5 件で

ある。津軽氏城跡は、市内では堀越城跡と弘前城跡が所在し、弘前城跡は弘前城と長勝寺構、新寺構の3ヶ所で構成されている。

埋蔵文化財の取扱いは、現状保存を基本にやむを得ず遺跡内で開発が計画された場合は、文化財保護法等に基づき発掘調査を実施するほか、必要に応じた保護措置を図る。

また出土遺物については、青森県教育委員会が定める「出土品の取扱基準」により適正に保管・管理及び活用する。

史跡の取り扱いは、国指定の場合は文化財保護法、県指定（現在指定なし）の場合は青森県文化財保護条例、市指定の場合は弘前市文化財保護条例などに基づき、適正な保護を図る。

中でも史跡津軽氏城跡は、『史跡津軽氏城跡整備計画』に基づき、文化庁並びに青森県教育委員会と連携して史跡の保存・整備・活用を図る。

（8）文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制

弘前市における文化財の保存・活用に関する体制は、教育委員会内の文化財課が主に担当している。また、文化財の保存と展示については、市立博物館、高岡の森弘前藩歴史館等が担当している。なお、文化財課は、14人で構成し、内、埋蔵文化財の専門職が3人所属している。市立博物館は、8人で構成し、内、学芸員が4人所属している。高岡の森弘前藩歴史館は、6人で構成し、内、学芸員が2人所属している。他に、都市整備部公園緑地課弘前城整備活用推進室に、埋蔵文化財専門職が2人所属している。各事業に伴う専門的な事項への担保については、表のとおり、弘前市文化財審議委員など各種審議会や委員会を設置し、助言・指導を受け進めている。

また、庁内の体制としても弘前城跡については、市長部局の公園緑地課が所管し、文化財課と連携して進めており、全庁的に関係部局が相互に補完しながら、文化財の保存・活用を行っていく。

【審議会・委員会の設置状況】

名称	委員数	専門分野別人数	根拠法令等
弘前市文化財審議委員	10	歴史(2)考古(1)美術(3)自然(1) 建築(2)民俗(1)	弘前市文化財保護条例
弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会	14	歴史(1)建築(4)地域住民(5) 関係行政(4)	弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例
史跡大森勝山遺跡整備指導委員会	5	史跡整備(2)考古(1)自然(1)地域住民(1)	弘前市附属機関設置条例
弘前城跡本丸石垣修理委員会	9	石垣(1)歴史(2)城郭(2)考古(2)土木工学(1)建築(1)	弘前市附属機関設置条例
弘前城跡本丸石垣発掘調査委員会	5	石垣(1)考古学(2)地質学(1) 歴史学(1)	弘前市附属機関設置条例
弘前城跡整備指導委員会	8	考古(1)城郭(1)歴史(2)建築(2)観光(1)防災(1)	弘前市附属機関設置条例

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

弘前市には、文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体として、文化財の所有者（保持者）などによって組織された団体がある。

重要文化財（建造物）の適正な維持管理を目的として、重要文化財の所有者又は管理者によって重要文化財所有者連絡協議会が組織され、教育委員会の文化財課が事務局として文化財所有者の情報交換や各研修のコーディネートを行っている。今後も文化財の適正な維持管理のため、情報の共有や研修の企画などを協議会と共同で計画していく。

また、仲町伝統的建造物群保存地区では、地区住民が弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会を組織し、住民の立場から街並みの維持管理と保存に努めている。近年、保存会の会員の減少及び高齢化、さらには地域住民同士のつながりが希薄になっていることなどから、街並みの保全に関わる人材が減少してきている。このことから、今後、街並み保存に関わる人材の育成を保存会と共同で計画していく。

また、後世に歴史的文化遺産と伝統技術等を継承することを目的として、各文化財の専門家により一般社団法人弘前文化財保存技術協会が組織され、文化財の調査研究及び技術の研究など行っている。今後も一般の方々への公開講座や技術の研究などを協会と共同で計画していく。

さらに、有志らで組織されている弘前縄文の会や、地域・民間・行政で組織されている史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議が、体験イベントの実施を通じて縄文文化の普及啓発に取り組んでいる。

各地域の民俗芸能や伝統行事を保存・伝承している団体は、地域社会の高齢化等により後継者不足の問題に直面しているが、用具確保のための補助制度や、活動への支援等を通じて後継者の確保を図っていく。

2. 重点区域に関する具体的な計画

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

弘前市では、指定文化財のうち、国指定 70%、県指定 70%、市指定 60%、全体で 64%が重点区域内に存在している。建造物については、国指定で 91%、県指定で 93%、市指定が 64%、全体では 87%が重点区域内に存在している。これら集中的に存在する文化財の保存・活用が当市の歴史的風致の根幹となるため、計画的に修理及び整備を行う。

文化財全般の保存活用方針等は作成されていないものの、指定物件ごとの整備計画を保存修理に併せて策定することで保存修理の段階から有意義な活用を見据えた整備を進めている。今後も、所有者との協議を重ねながら活用を考えた整備を図っていく。

また、文化財の保存・活用を行う際に、修理や整備といった現状変更等を伴うものは、文化庁等関係機関と連携の上、文化財の調査・研究による歴史的な真正性を確保した適正な修理・整備を実施していく。

未指定の文化財は、弘前市文化財審議委員などの助言を仰ぎながらその価値等を調査し、適切な保護を図るとともに、文化財としての価値があるものは指定する。

i) 記念物

重点区域内に国指定の史跡が 1 件、市指定の史跡が 2 件存在している。また、国登録の記念物（名勝地関係）として、庭園が 2 件（揚亀園、旧菊池氏庭園（弘前^{あけ}明の星幼稚園庭園））存在している。

史跡津軽氏城跡弘前城跡については、整備計画に基づき、適切な保存・活用に努める。整備計画では、弘前城跡全体の整備にかかる基本理念・基本方針・問題点を整理し、二の丸について、北部を「歴史的環境の向上を図る」区域、南部を「弘前城に関する総合的な展示解説とインフォメーションの場としての整備を行う」区域と位置付けている。

特に、二の丸南部地区は、来訪者の主要動線の集中する地区となっていることから、ガイダンス機能を備えた利活用施設及び休憩施設の整備を行うとともに、馬場跡などの整備を行い、史跡における二の丸地区の価値の顕在化を図る。平成 30 年(2018)4 月には、上記の計画に基づき整備した「弘前城情報館」が開館し、今後も引き続き、馬場跡等の整備を実施していく。

ii) 伝統的建造物群

弘前市^{なかしやう}仲町伝統的建造物群保存地区は、昭和53年（1978）の重要伝統的建造物群保存地区としての選定から40年が経過し、自家用車の普及などによって住民の生活様式が大きく変化している。このような状況の中、景観、住環境の向上による持続可能な保存地区の形成を図るため、保存活用計画の見直しを行う必要性が生じたところである。

「景観、住環境の向上による持続可能な保存地区の形成」を目標に、令和3年3月付けで見直しを行い、これまで価値づけがなされていなかった、庭や樹木の保存や修理・修景基準の見直し等を行った。

iii) 有形文化財（建造物）

指定文化財を含む歴史的建造物は、弘前城の9棟、武家住宅4棟（旧弘前藩諸士^{ひろさきはんしよ}住宅・旧岩田家住宅・旧伊東家住宅・旧梅田家住宅）のほか旧第五十九銀行本店本館や旧弘前市立図書館などの洋風建築も広く一般公開している。また、日常とは異なる歴史を感じられる空間として、旧第八師団長官舎などの登録有形文化財を喫茶店として活用している。今後は、各建造物の特性や立地条件等を考慮し、さらなる地域活性化に寄与する活用方法を検討する。特に、旧第五十九銀行本店本館は、平成30年（2018）4月に弘前市の所有となったことから、隣接する毎年200万人の入込数のある弘前城跡から中心市街地に観光客等を誘導するなどの、まち歩きの拠点としての活用が期待されている。保存活用計画の策定を通じて、適正な保存を行いつつ、観光拠点としての活用方法を検討していく。

文化財の所有者は、市のほか、宗教法人、学校法人及び個人となっている。所有者の意向や財政的負担などといった現状を踏まえながら協議を重ね、有効な活用方法を今後も検討していく。

iv) 美術工芸品

美術工芸品は博物館等で展示・公開されることが多く、市民や観光客の目に触れる機会も多い。

絵画や彫刻は現在老朽化や破損が見受けられるが、刀以外は修理履歴がないため、専門家等に調査や修理を依頼するなど、今後、適正な保存に努める。

市では、修理が終わった美術工芸品などについては所有者と協議の上、積極的に公開をするよう働きかけていく。

v) 民俗文化財・無形文化財

重点区域内には、重要無形民俗文化財の弘前のねぷたや、岩木山^{いわきさん}の登拝行事、県の指定有形民俗文化財である高照神社奉納額絵馬^{たかてるじんじゃほうのうがく え ま}、そして市の指定無形民俗文化財の松森町津軽獅子舞^{まつもりまち つがる ししまい}がある。また、重要無形文化財指定を受けた津軽塗^{つがるぬり}の保持団体・津軽塗技術保存会の伝承者養成事業の活動拠点が重点区域内に所在する。

弘前のねぷたや岩木山の登拝行事については、前述のとおり、参加している町会や各団体が地域を代表する祭事や行事だという意識を強く持って後継者を育成している。

松森町津軽獅子舞は、保存会会員の高齢化で踊りの時間が長いものや激しい踊りを行うことが少なくなったことで演目が減少、踊り方自体も変化してきている。このような状況を受け、用具修理など伝承活動への補助のほか、獅子舞の演舞や活動の様子を伝承資料として保存・活用するための映像記録保存を行っている。引き続き、これらの取り組みにより後世への伝承を図っていく。

津軽塗は、技術者の高齢化による後継者不足など、担い手不足が課題となっており、後継者の育成が急がれていることから、保持団体である津軽塗技術保存会が後継者育成を進めている。また産業技術としては業界が主体となって研修を行い、広く技術の伝承を図っているが、多くの伝統工芸は徒弟的^{とてい}な伝承形態を保持しており、底辺の拡大にはつながっていない。伝統工芸は記録保存も絡めて、技術を多くの人々に触れてもらい、後継者育成へとつながる公開活動や研修会などの開催を庁内や関係機関などと連携して推進する。

【実施事業】

事業名	事業期間
旧第五十九銀行本店本館整備事業	平成 30～令和 2 年度
弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存計画見直し事業	平成 30～令和 2 年度

(2) 文化財の修理（整備を含む）に関する具体的な計画

文化財の修理及び整備にあたっては、法令等に基づいた手続きを行うとともに、適宜関係機関と連携を図りながら実施する。

【津軽氏城跡弘前城跡】（国の指定史跡）

史跡津軽氏城跡弘前城跡は、弘前市の中心部に位置する都市公園でもあり、弘前さくらまつりの期間中は毎年 200 万人を超える花見客で賑わう。このうち、本丸と北の郭が有料区域となっており、休憩施設として武徳殿（明治 44 年（1911）建築）を活用している。また、二の丸には弘前城情報館を整備し、来園者は弘前城築城から現在までの城の変遷などについて理解を深めることができる。三の丸の北側には緑の相談所が配置されており、そこから南に向かってピクニック広場、弘前城植物園が続き、市民がピクニックや散策、植物観賞などができる憩いの空間となっている。三の丸南西側は市民広場として整備されているほか、周辺にはテニスコート、市民会館、市立博物館がある。

史跡の指定区域が旧城域と重なっていることから、史跡の現状保存のための保存管理に重点を置いて、濠・土塁・園路の整備や橋の架け替え等の修理、天守・櫓・門といった重要文化財の保存修理などを行ってきた。近年は前述の弘前城情報館の整備のほか、石垣修理に係る見学会や現場説明会、体験イベントの開催などソフト事業を通して積極的な情報発信を行っている。また、多言語説明板の設置やトイレの洋式化など外国人観光客の受け入れについて環境整備も行っている。

引き続き、保存修理は遺構に影響のない計画により実施するものとし、施設整備等については計画施設ごとに基本計画を策定し、現状変更許可を受けた後に具体的な施工について手続きをとることとする。今後も、弘前城跡整備指導委員会、弘前城跡本丸石垣修理委員会等の指導を仰ぎながら、史跡の本質的価値を保存していくことを前提に、整備を実施していく。

今後、必要な整備として計画され、一部実施されているのは、下記のとおりである。

- ・ 郭ごとの歴史的真正性に則った特徴ある整備を図る。
- ・ 二の丸南部地区をはじめ、発掘調査等に基づく遺構整備を進める。
- ・ 水質等、濠の環境を維持・保全するための整備を検討する。
- ・ 重要文化財（建造物）は、耐震対策を含む修理計画を策定し、修理を実施する。
- ・ 石垣修理工事を進める。

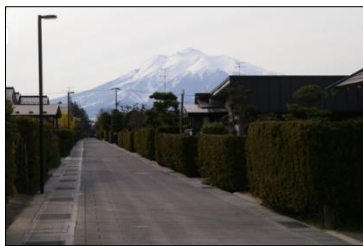
【弘前城跡^{しんてらがまえ}新寺構、弘前城跡^{ちやうしょうじがまえ}長勝寺構】（国の指定史跡）

長勝寺構は崖地を保護しながら核となる長勝寺境内の整備を図り、寺院街は継続して景観整備に努める。新寺構は土居の保護と景観保全及び適正な維持管理に努める。

長勝寺構の整備については、資料と発掘による調査成果により復元時期を検討しながら、整備計画について検討する。

【弘前市仲町^{なかつちょう}伝統的建造物群保存地区】（重要伝統的建造物群保存地区）

藩政時代の武家住宅としての街並み及び景観の維持保存を図る。一般の民家には、地区の景観に合わせた修景等の費用を補助するなどして保存に努めているが、今後も継続して保存整備を図る。令和3年3月に行った保存活用計画見直しにより、修理修景補助及び現状変更許可の基準が明確となり、地割の改変・大規模施設の建設等による地区の景観阻害を防ぐとともに、雪対策など、住環境の向上が見込まれる。



仲町伝統的建造物群保存地区



保存計画見直しに係る住民説明会

【旧第五十九銀行本店本館】（重要文化財（建造物））

明治37年（1904）に旧第五十九銀行の本店として建てられ、設計・施工は堀江^{ほりえ}佐^さ吉^{きち}によるものである。正面に展望台を兼ねた屋根窓、屋根周囲にバラストレードを設けるなど、外観はルネサンス風の意匠を基本としているが、土蔵と同じように壁を漆喰で塗籠めた防火構造で、和洋折衷手法の優れた明治建築である。



旧第五十九銀行本店本館

前回修理から30年以上が経過し、外壁漆喰や屋根瓦等にき損箇所が見られることから、平成30年（2018）度から令和2年度にかけて、美装化工事や通年公開、幅広い公開活用に向けた照明・空調の各設備の整備を実施した。

【旧弘前市立図書館】（県の有形文化財（建造物））

旧弘前市立図書館は、弘前を代表する明治の洋風建築の一つであり、弘前城南東部の追手門広場に立地する。近年、屋根飾りが落下するなど、屋根周りを中心に老朽化が進み、雨漏れが頻繁に起きるなど、文化財建造物としての価値の喪失につながるような状況にあったことから令和2年度に屋根の葺き替え等を実施した。今後も文化財建造物の健全性を確保し、適正に管理を進めていくことを目指す。



旧弘前市立図書館

【実施事業】

事業名	事業期間
弘前城本丸石垣整備事業	平成 19～令和 9 年度
旧藤田別邸保存修理事業	平成 26～令和元年度
弘前市仲町伝統的建造物群保存地区修理修景事業	平成 18～令和 10 年度

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

弘前城情報館整備に係る史跡津軽氏城跡弘前城跡二の丸発掘調査において、馬場・御高覧所・御宝蔵の遺構が確認された。引き続き、弘前城跡整備指導委員会等の指導を仰ぎながら、これらの遺構表示等の復元的整備を実施することで、二の丸南部地区の価値の顕在化を図る。

指定文化財に設置している説明板について、設置後年数が経過し老朽化が進んでいるものは随時修理を行っているが、積雪等により多くの説明板に傷みが見られる。これまでも状況を調査したうえで計画的に修理を進めてきたが、今後も継続していく。

【実施事業】

事業名	事業期間
鷹揚公園整備事業	平成 20～令和 10 年度

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

弘前市は、平成24年(2012)度に「弘前市景観計画」を策定し、弘前城跡周辺を景観形成重点地区に指定して建築物の高さ制限を設けるなど、文化財と周囲の景観、環境との調和を図っている。また、蓬萊橋ほうらいばしからの最勝院さいしょういん五重塔の眺めや、弘前城本丸からの岩木山の眺望などを、建物や工作物の高さに対する制限などを定めた、眺望景観保全地区に指定することによって保護している。

令和元年度まで行った弘前市仲町なかつちょう伝統的建造物群保存地区の保存計画見直し調査により、ツボ庭や通りに面した樹木についても景観を構成する重要な要素であることが確認されている。それらの景観も重要な構成要素と位置付けて、建物と地割・樹木等を含む保存の方針を示す保存活用計画の見直しを行い、令和3年3月に改訂した。

引き続き、歴史的変遷の中で形成された街並みと景観を保存していくため、景観計画等を活用しながら、街路の整備や電線類の地中化などを進めるとともに、文化財への案内板の設置などの整備も進め、文化財周辺の環境の保全に努める。

【実施事業】

事業名	事業期間
伝統的建造物群保存地区地方道改修事業	平成19～令和2年度
大久保堰安全柵改修事業	平成30～令和元年度
市民中央広場整備事業	平成23～令和元年度
主要地方道弘前岳鯨ヶ沢線整備事業	平成23～令和10年度
追手門広場改修事業	平成25～令和10年度
松並木保存管理事業	平成19～令和10年度

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

i) 有形文化財（建造物）

【消防計画の作成】

指定文化財管理者に防火管理を実施するための「消防計画」の策定とともに、防火管理上必要な業務の実施を指導する。また、火災予防のために、重要文化財を始めとした指定文化財について火気厳禁等の標示の設置を指導していく。

火気・可燃物の安全管理や消火体制の整備、訓練等については、地域の協力や消防機関の指導を受けながら実施する。

文化庁・消防庁が位置付けている1月26日の文化財防火デーにあわせ、毎年市内の指定文化財建造物において防災訓練を行っており、今後も継続する。



文化財防火デーの様子

【防災設備】

防災設備を充実させるとともに、保守管理の体制を整える。重要文化財（建造物）は、国庫補助事業により昭和40年（1965）代に自動火災警報設備を、昭和50年（1975）代に消火栓設備と避雷針設備を設置している。設置して30年前後経過したことを受け、平成26年（2014）度までに弘前城を除き配管やポンプの改修（更新）を実施した。

今後は、石垣修理事業に伴い移設した天守の保存修理後に弘前城跡の消防設備の改修を図る。また、旧第五十九銀行本店本館が市所有となったことに伴い、これまで共有していた株式会社青森銀行親方町支店の防災設備とは別に、旧第五十九銀行本店本館の敷地内に新たに貯水槽・消火栓ユニットポンプ・自動火災報知設備受信盤等を設置した。さらに、株式会社青森銀行親方町支店との連携により初期消火対応の充実を図るなど、適正な防火体制を構築する。

県・市の指定建造物は自動火災報知設備を設置し、保守点検を定期的に行っていることから、今後も継続して実施していく。

【保守管理計画】

消防法により定められた定期点検を実施し、同法に定めていない防火設備及び防犯設備についても同法に準じた点検を実施する。

毎年11月1日～7日の1週間は文化財火災予防週間と位置づけられていることから、市内の文化財指定物件の消防設備と消防体制について関係機関の協力の

もと点検しているが、今後も継続していく。

重要文化財の防災設備保守点検は、国の補助制度である指定文化管理事業を活用し、今後も継続して実施していく。

積雪による屋根の損傷や霜による基礎の傷みを防ぐため、雪下ろしや通路の確保、また、冬期間の放水銃凍結対策など、今後も継続して実施していく。

県・市の指定文化財は、付近への火気厳禁等の標示の設置を検討するとともに、重点区域には公開の建造物が多いことから、消防機関とも連携を図り、早期消火を図るための自動火災報知設備の設置や防災訓練などの実施を指導していく。

防災体制としては、自動火災報知設備が消防署へ通報できるところが多く、そのほかにも、個々の所有者は消防機関の指導を受けながら「消防計画」を作成し、役割分担しながら初期通報や消火活動の訓練をしていく。

市は、地区ごとの防火体制の整備など個々の所有者の防災体制の支援を図る。

近年、半解体修理を実施している建造物は、専門業者等による耐震調査を行い、補強を施しているが、今後も機会あるごとに耐震補強を実施していくことを検討する。

【防犯設備】

防犯については、火災・盗難を未然に防ぐ対策を検討して、必要に応じて防犯計画を策定する。

設備の設置としては、防犯カメラ・防犯センサーの取り付けについて所有者等と協議しながら充実させていく。

ii) 有形文化財（美術工芸品）

建造物と同様に防災対策を講じるよう所有者と協議していく。また、火災報知設備の充実を図り、防災に努める。

防犯については、火災・盗難を未然に防ぐ対策を検討する。必要に応じて所有者等と協議しながら、防犯計画を策定する。盗難等を防ぐため、警報装置等の取り付けを検討するほか、見回りの回数を増やす等、所有者と協議していく。

iii) 記念物

史跡指定地は、都市計画法の用途地域に合わせた防災計画等により防災施設の整備を図る。史跡津軽氏城跡弘前城跡は、管理担当である部署が独自の消防計画を作成し、文化財指定建造物と併せて防災に取り組んでいる。弘前城跡の消防設備は、石垣修理事業のために移設している天守の保存修理完了とともに消防設備の改修を図り、文化財建造物を適正に保存し、かつ、市民や観光客の安全性の向上を図る。

iv) 伝統的建造物群

伝統的建造物が集中している区域や地区中央部に位置する仲町緑地は、防火水槽等を設置して火災に対応し、伝統的建造物には、火災報知設備も設置している。

現在の防災計画は、昭和 55 年（1980）に防火設備の整備方針を定めたものであることから、令和 3 年度から火災に限らず、震災、水害、雪害などへの対応の方針を定める防災計画の見直し調査を実施して、令和 5 年度での防災計画の改定を目指す。

近年、半解体修理を実施している建造物は、専門業者等による耐震調査を行い、建物の歴史的真正性に配慮して補強を施しているが、今後も機会あるごとに耐震補強を実施していくことを検討する。

【実施事業】

事業名	事業期間
旧第五十九銀行本店本館整備事業（再掲）	平成 30～令和 2 年度
弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存計画見直し事業（再掲）	平成 30～令和 2 年度

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財に関するパンフレット刊行や広報活動等により、市民への文化財保護意識の高揚に努める。また、指定文化財は、前述の『弘前の文化財』や市のホームページ等で紹介するとともに、市街図や市域図などを利用した文化財マップの作成により、文化的な施設も併せて紹介する。

i) 有形文化財（建造物）

神社本殿など通常一般の目に触れることがない建物や、住居・業務など特定の人が日常的に利用する建物など、屋内の公開が困難な場合は市のホームページなどで建物の紹介を行う。

現在、市が所有する文化財建造物は、城門・櫓を除いて一般公開しており、喫茶店や展示施設としても活用されている。

民間所有についても、寺院本堂と教会堂も利用目的は限られているが、市民の目に触れやすく、内部を見学できるものが多く存在している。

近年、近代化遺産など大正、昭和初期の建築物で特徴あるものについて保存が注目され、公開件数も増加しており、文化財保護意識の普及啓発に大きく役立っている。今後も、近代建築等の公開活用の幅が広がるように検討するとともに、神社仏閣の公開の可能性を探り、少しでも公開を増やしていくように指導していく。

また、これまでは建物単体で保存することを目的に保存、整備を図ってきたが、今後は周辺に関連した整備も考慮し、点在する文化財を繋げて見学できるコースも想定した整備を図る。

保存修理事業を実施する建造物等は、施工中の一般公開や屋根葺き、土壁塗り、木材の削り方など職人による伝統技法の実演などの公開を推進する。



旧第八師団長官舎
(登録有形文化財)

ii) 有形文化財（美術工芸品）

美術工芸品は保存状態を確認しながら、所有者による公開・博物館等施設での展示を促進する。

iii) 民俗文化財・無形文化財

民俗芸能の周知のため、公開活動を支援する。また、民間信仰、民俗芸能及び伝統工芸の技術・技法等を後世の人たちに伝えるため、後継者等と協力してDVD等への記録保存に努める。

祭礼行事である「弘前のねぷた」は、後継者や参加者の減少などの問題は、現在顕在化していないが、登山囃子^{とざんばやし}の要素を取り入れたり、よさこいソーランなど、伝統的ではない舞踏の影響を受けた衣装や、パフォーマンスが現れたことなど、近年、ねぷたの形態や運行、囃子の乱れが問題になった。保持団体である弘前ねぷた保存会は、学識経験者やねぷた絵師などからなる「弘前ねぷた保存基準策定委員会」を組織して検討し、「弘前ねぷた保存基準」を平成20年（2008）に策定した。今後も伝統的な運行の形態などを保持して、より民俗文化財としての魅力を維持していくことを推進する。

津軽塗^{つがるぬり}（重要無形文化財）は、津軽塗技術保存会が取り組んできた、江戸時代末期から明治初期にかけての、津軽漆塗手板に用いられている古い津軽塗技法の再現した作品の展示や、伝承者養成事業に参加している研修生の作品などを、成果発表会として毎年展示している。今後も、成果発表会を継続して開催することで、津軽塗の価値を周知し、後継者のすそ野を広げることを目指す。

iv) 記念物

史跡弘前城跡二の丸南部地区の価値の顕在化を図るため、馬場跡や御宝蔵などの施設の復元的整備を行った。

【実施事業】

事業名	事業期間
津軽塗後継者育成研修事業	平成19～令和10年度
津軽塗技術保存伝承事業	平成18～令和10年度
弘前市民俗文化財用具修理事業	平成18～令和10年度

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

現在確認されている周知の埋蔵文化財包蔵地は 459 箇所となっている。詳細分布調査未実施区域となっていた岩木地区及び相馬地区については、平成 21 年（2009）度に 10 か年の調査を実施し、市内全域の詳細分布調査を終了した。引き続き、各種開発計画への早期な対応と埋蔵文化財の保護を図る。

遺跡の取扱いは、青森県埋蔵文化財包蔵地台帳（遺跡台帳）及び市が作成する弘前市遺跡地図（遺跡地図）からなる基礎資料を基に、次のとおり対応する。

- ・ 開発計画区域の周知の埋蔵文化財包蔵地の有無を確認する。
大規模開発計画（2ha 以上）の場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地の有無にかかわらず分布調査等を実施し、再度確認する。周知の埋蔵文化財包蔵地が有る場合は計画の見直し等の協議を実施する。
- ・ 遺跡内での開発計画実施の場合は、事前の試掘調査について協議の上実施し、本発掘調査の必要性の有無を確認する。
試掘調査は原則的に文化財保護側の負担とする。
- ・ 開発事業者による文化財保護法の規定による届出・通知書の提出を依頼する。
市から県教育委員会へ進達の際は、試掘調査の結果を添付し、意見を添える。
- ・ 県からの指示により本発掘調査を実施する場合は、開発事業者と本発掘調査費用及び時期などについて協議の上、本発掘調査を実施する。
国からの通知並びに県教委の指示・勧告に基づき、必要に応じて本発掘調査費用は開発事業者負担とするが、開発事業者が個人や零細事業者などである場合は、国庫補助事業による公的費用負担となる場合もある。
- ・ 近世の遺跡は、文献資料及び試掘・確認調査等の現地調査を実施した上で、その取り扱いについて検討する。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

各種団体の具体的な活動は下記のとおりである。これらの活動に対して、助成、情報提供、研修等を通じて支援を続けていく。

- ・重要文化財所有者連絡協議会の研修視察
- ・重要文化財所有者連絡協議会の重要文化財普及啓発事業
- ・弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会の研修視察
- ・民俗芸能保存団体による用具修理
- ・民俗芸能団体の組織化への助言・指導
- ・弘前文化財保存技術協会による史跡及び文化財庭園等の公開活用活動

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項



旧東奥義塾外人教師館